

住宅改修及び福祉用具販売に関する Q&A

令和 8 年 4 月 20 日版

住所地ではない建物の住宅改修または特定福祉用具の設置について

【問】 日常的に出入りしている、自宅以外の建物に介護保険を利用した住宅改修または特定福祉用具の設置をする場合、給付対象となるか。

【回答】

原則として対象となりません。

ただし、生活の拠点である自宅と同一敷地内であり、日常的な生活動線の一部とみなすことができる場合は、給付対象となることがあります。

自宅以外の建物に介護保険を利用した住宅改修または特定福祉用具の設置をする場合は、住宅改修申出書または福祉用具購入事前審査依頼書提出の際に、その旨をお伝えください。